

「仲裁法制に関する中間とりまとめ」に対する各界意見の概要（速報版）
 - 消費者保護に関して -

（前注）

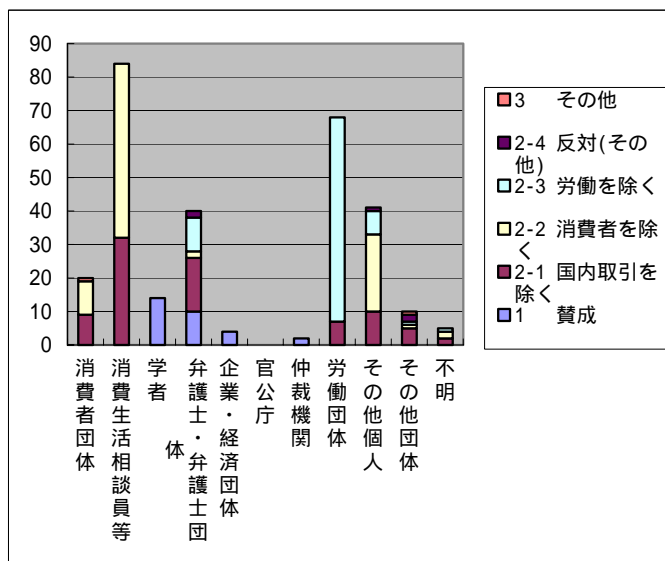
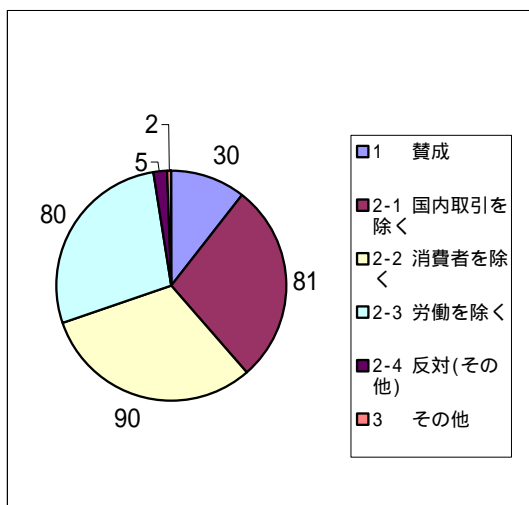
(1) 意見照会に対して寄せられた意見等（平成14年9月17日現在）は41件，パブリックコメントの募集に対して寄せられた意見（平成14年9月13日の期限までに寄せられたもの）は371件であり，合計412件であった。

なお，意見照会に対して意見をお寄せいただいた方々は，別紙「意見提出者一覧」のとおりである。パブリックコメントは氏名・団体名の公表を前提とせずに行ったことから，これに対して意見をお寄せいただいた方々の氏名・団体名は公表しないこととした。

(2) この概要は速報版であり，今後の変更があり得る。

第1編第1〔1〕新仲裁法の適用範囲について（モデル法第1条関係）
 1（対象となる仲裁の種類について）
 新仲裁法においては，外国仲裁及び内国仲裁並びに民事仲裁及び商事仲裁について統一的に規律し，必要に応じて各仲裁の性質，内容等に関する特則を設けるものとするかどうか。

| | 1 賛成 | 2 反対 計 | 2-1 国内期外を除く | 2-2 消費者を除く | 2-3 労働を除く | 2-4 反対(その他) | 3 その他 | 計 |
|-----------|------|-----------|-------------|------------|-----------|-------------|-------|-----|
| 消費者団体 | | 19 | 9 | 10 | | | 1 | 20 |
| 消費者生活相談員等 | | 84 | 32 | 52 | | | | 84 |
| 学者 | 14 | | | | | | | 14 |
| 弁護士・弁護士団体 | 10 | 30 | 16 | 2 | 10 | 2 | | 40 |
| 企業・経済団体 | 4 | 1 | | | | | | 5 |
| 官公庁 | | | | | | | | |
| 仲裁機関 | 2 | | | | | | | 2 |
| 労働団体 | | 68 | 7 | | 61 | | | 68 |
| その他個人 | | 41 | 10 | 23 | 7 | 1 | | 41 |
| その他団体 | | 9 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 | 10 |
| 不明 | | 5 | 2 | 2 | 1 | | | 5 |
| 計 | 30 | 257 | 81 | 90 | 80 | 5 | 2 | 289 |



【 1 賛成】

国内仲裁と国際仲裁の区別は困難であり，国際仲裁も国内仲裁も本質は同じである。（学者）

国内・国際の区別，商事・非商事の区別など，境界線は引き難く，かつ，その実益も少ない。（学者）

多様な仲裁に，できるだけ共通のルールが適用されるようにすることが望ましい。（弁護士）

【 2 反対】

（ 2 - 1 国内取引を除く ）

契約時に仲裁条項を定める事前の仲裁合意は，半面で，裁判を受ける権利及び仲裁以外の方法で救済を受ける権利を奪うものである。国際商事法務では，仲裁のメリットが大きいと思われるが，国内取引では，事業者対消費者，雇用主対労働者，大企業対中小企業，元請け対下請け等の，情報量や交渉力の格差がある場合に紛争処理を仲裁に限定するデメリットが大きいと考えられる。

すなわち，予め契約書を作成する側（力が強い側）が作成した約款による取引となるため，相手方の真意に反して仲裁合意が自動的に挿入されることとなる。紛争が生じた際に，力が強い側が約款で指定した仲裁機関の仲裁を受けざるを得ないとすれば，事案解決の公正が疑われることとなり，また，相手方の

納得も得られない。このような手続は憲法に保障された裁判を受ける権利を奪うものである。

このような法制度が出現すれば、いわゆる悪質事業者が、消費者取引約款の中に仲裁合意を滑り込ませ、紛争発生時には、裁判、調停、業法に基づく苦情処理機関、消費生活センターの苦情処理などの利用を拒み、指定した御用仲裁機関における「仲裁」によることを主張するであろう蓋然性が高い。

仲裁法制の国際的調和の観点からは、国際取引に対応した仲裁法が用意されていれば、諸外国との関係では充分であり、あえて国内取引に対して、裁判を受ける権利を奪う効果をもたらす仲裁法制を導入することには反対である。
(その他個人)

将来の紛争に関する仲裁契約と紛争発生後に当事者間で合意する仲裁契約とは厳に区別して考える必要がある。

すなわち、本契約を締結する際、通例当事者双方は紛争は発生しないであろうとの期待を抱き、また、将来の紛争を具体的に予測することは困難なことが多いので、将来の紛争に関する仲裁合意条項が本契約書に記載されていたとしても、当事者が仲裁合意の具体的内容にまで踏み込んで大きな注意を払うことはない。特に、契約当事者の一方が作成した契約書に相手方が署名・押印するだけの契約形態の場合（付合契約）、相手方が仲裁条項にまで注意を向けることは少ない。

しかも、仲裁制度は欧米では歴史と伝統があったとしても、我が国ではなじみがなく、国民の間で十分浸透しているとは言い難いので、仲裁契約が訴権の放棄となることを理解できる人は極めて少ないと言わざるを得ない。更に、我が国では、契約書の記載より相手方当事者に対する人的信頼を基礎に契約を締結することが多いので、契約条項に目を通す習慣は未だに形成されておらず、矛盾は一層拡大する。

従って、将来の紛争に関する仲裁契約の制度については、内国の民事、商事取引一般に拡大することや、仲裁制度の利便性より裁判を受ける権利侵害の危険性の方がはるかに上回るので、慎重に対処しなければならない。（弁護士会）

仲裁法に関し、これまで国民の間に議論はなく、不意打ち的な話です。

新聞報道等にもほとんど取り上げられていないのに、国民の裁判を受ける権

利を奪うことは許されません。国際的な商取引に仲裁制度が必要というなら、その論議だけ進めればよいと思います。弁護士会の仲裁センターや、業界団体系のADRなどの活用は、それなりに迅速・低料金等のメリットはあるので、否定するものではありませんが、現行の場合は、消費者側に不満があれば訴訟等可能です。業界団体系のADRは、その傘下の事業者を拘束する点に意義があるから、利用できるのです。仲裁のように双方を拘束するシステムでは、情報弱者の被害は拡大するばかりです。よって、国内の取引への適用はすべて反対です。(消費生活相談員等)

新仲裁制度において、国内取引、とりわけ労働契約(これに類する請負契約等を含む)、消費者契約、借地借家契約、その他社会的経済的に対等性が認められない分野(たとえばフランチャイズ契約など)には、適用対象から除外すべきである。その理由は以下のとおりである。

新仲裁法による仲裁契約は、将来発生する可能性のあるあらゆる紛争を対象とするものであり、中核的紛争解決手段である裁判を提起する権利を予め放棄する合意であるから、その合意が合理性を有するのは、仲裁制度が国際商取引において発展してきた歴史に示されるとおり、当事者間において社会的経済的に対等性が確保されている場合であり、この対等性を欠く場合、特に権利規定や規制立法が設けられている分野にまでこれを適用することは背理でさえある。

とりわけ労働契約においては、使用者が定める就業規則の規定が契約内容を構成するものと判例上理解されているから、採用時に実質的に諾否の自由すらもたない労働者に仲裁合意が押しつけられることになり、後に紛争が生じても使用者は仲裁手続を理由として団体交渉に応じないことも予想され、そうなっては憲法等の定める労働者・労働組合の団体交渉権その他団体行動権も否定されるに等しい事態となる。またこれまで労働裁判が果たしてきた事実を解明する役割及び解雇権濫用法理や整理解雇法理などの判例理論を発展させる機能も失われてしまうのである。

したがって、国内取引、とりわけ労働契約(これに類する請負契約等を含む)、消費者契約、借地借家契約、その他社会的経済的に対等性が認められない分野(例えばフランチャイズ契約など)は適用対象から除外する旨を明記すべきで

ある。(労働団体)

(2-2 消費者契約を除く)

仲裁法の検討にあたり，是非とも貴検討会として消費者契約に関する仲裁契約は禁止されるよう意見を申し述べます。

なお，消費者としてどうしても納得がいかない点について，以下に付記します。

「仲裁合意条項」が入っている契約を結んだ場合，仲裁機関の出した結論に異論を述べることが出来ない，訴訟を行う権利を排除するということ。

仲裁機関がどんなところかも知らず，どのような手続きで，どのような判断基準で解決がすすめられるのか，消費者には全く予想もつかないこと。

昨年4月1日より施行されている消費者契約法第1条目的にある「事業者の一定の行為により消費者が誤認し，又は困惑した場合について契約の申込みを取り消すことができる…」と明記されているように，消費者の誤認により訴訟できなくなる危険は少なくとも排除すべきであるのに，なぜか。(消費者団体)

規制緩和に伴い消費者にとって選択肢が広がり，自己責任が問われるようになりましたが，消費者と事業者にはその間の契約において情報量および相手への交渉力に大きな格差があります。消費者契約法はその格差を認め，制定されたものです。従って，契約当事者が対等であるという前提の仲裁法が，事業者と消費者間の契約におけるトラブルの解決の方法としては，適するものとは思えません。

消費者は，解決の方法としての仲裁，調停，斡旋についてその制度の違いを認識していません。しかし，裁判は最終の手段として認識しています。現在，司法制度改革の中で，民事については裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充と，裁判手続とADRの連携強化も検討されていると聞いております。消費者は，できるだけ簡易に解決する方法を求めていることは事実ですが，消費者の最終の権利として，裁判を受ける権利を排除することのないよう，検討していただきたいと思います。(消費者団体)

消費者から裁判をおこす権利を奪うべきではありません。

仲裁では、仲裁機関の判断には確定判決と同じ効果があり、消費者が納得できなくても争う道はありません。

現在、問題解決のため少額訴訟制度を利用する消費者が増えて、定着しつつあります。例えば、賃貸アパートの敷金の問題などは、簡単な手続きと安価な費用で裁判所の判断を仰ぐ人が増えてきています。消費者にとっては、当然の判決も出ており、信頼されつつあります。

最近では消費者トラブルも変額保険のような高額な争いや、生命に関わるような重要な問題も少なくありません。裁判による解決を望む消費者から裁判をおこす権利を奪う法律は禁止すべきです。(消費者団体)

多様な商品やサービスが提供されている中、消費者と事業者の情報力や交渉力の格差はこれまで以上に広がっています。これは消費者契約法でも指摘されているところです。そのために、個人の努力では避けることができない構造的な消費者被害が発生しており、被害件数は毎年増加の一途を辿っています。また、消費者契約では、契約の内容や条項は、事業者によって定められているのが実情です。これについても消費者契約法でも指摘されているところです。

以上の状況をふまえたとき、消費者と事業者間における仲裁契約のあり方の検討にあたっては、国際商事を対象とした仲裁法を国内仲裁の検討の一部で行うというすすめ方では不十分です。消費者被害の実態や消費者相談機関の実態を踏まえるべきでありますし、仲裁を行う機関がどのように想定されているのかといった議論も必要です。また、仲裁検討会に消費者関係の代表が参加していないことも不満が残ります。

消費者と事業者間における仲裁契約のあり方については、具体的な事例に基づいた十分な検討が必要であり、別途国民生活審議会をはじめとした、消費者問題の専門家や消費者団体等も参加した場での再検討を求めます。(消費生活相談員等)

司法改革で制度化しようとしている仲裁契約は消費者契約についてはなじまないのでは禁止すべきだと思います。

消費者と事業者の間には情報の量、質、交渉力など様々な格差があり、消費者被害は増え続けています。これらの被害は個人的な努力では避けることのできない構造的な被害が多くあります。

このような状況のなかで、消費者契約においては常に契約書は事業者が作るものであり、それも横並びの契約書が作られているのが現状です。仲裁法が適用された場合、仲裁者も事業者が選ぶことになり事業者よりになります。契約するとき消費者は契約書などに仲裁者が定められている契約書を使う以外選択の余地がありません。どうしても必要なものであれば買わざるを得ません。そしてトラブルが発生した場合納得できなくても仲裁者に従わなければならなくなります。

消費者が仲裁者の選択に全く関与できない状況になり不公平です。(消費生活相談員等)

現在、私のいる市生活情報センターでは年間1000件以上の相談を受けています。そのほとんどは、事業者と消費者の契約トラブルです。相談にくる人のほとんどが契約書を十分に読んでいなかったり、読む能力(高齢者、知的障害者など)がないのです。だからこそ、センターに駆け込んで相談に来るのです。センターではそういう人たちにまず契約書を持ってきてもらい、その契約書の意味を一緒に読み、説明することから相談が始まります。契約書に赤字8ポイント以上の字で書かれているクーリング・オフのようなどてもわかり易い解約条項ですら、よく意味を理解していないことがあります。

もし契約書の中に「仲裁合意」が盛り込まれていたならば、このような人たちに対してセンターは手を差し伸べることすらできなくなるのです。国際商取引のような法制度の違う国をまたがる事業者間取引には、「仲裁合意」を契約書に盛り込むことは、取引を円滑にスピーディに進めるためには、必要であるかも知れませんが、同じ法のもとでの国内の事業者と消費者との取引にまで、「仲裁合意」を契約書に盛り込むことは消費者被害を拡大させることとなります。(消費生活相談員等)

(2-3 労働契約を除く)

私たちは新仲裁制度の適用対象から、労働契約(これに類する請負契約を含む)を除外すべきであると考えます。その理由は次のとおりです。

使用者と労働者の間には社会的経済的格差が大きく、だからこそ労働契約に対してさまざまな規制立法がある。しかし就業規則に「労働契約に関する

一切の紛争は仲裁機関の仲裁によって解決する」旨書き込まれれば労働契約の内容とされ、労働者が裁判を受ける権利をあらかじめ放棄することを強いられる。

労働者はこれまで多くの労働裁判を通じて、たとえば「整理解雇 4 要件」や「労働条件の不利益変更の禁止」などの判例を確立し、労働諸立法の不備を補い、労働のルールの確立を目指してきた。ところが労働契約上の紛争が仲裁の囲いに閉じこめられてしまえば、この国の労働のルールの発展は阻害される。

使用者は、仲裁事件であることを理由にして、団体交渉議題でないとしたり、仲裁を拒否するなどして争議を争うことは違法であるなどの主張を持ち出してくるだろうが、これは労働者が権利回復のため認められた憲法と労働組合法上の権利行使に重大な障害が作られる。(労働団体)

仲裁とは、当事者双方の仲裁合意に基づき、仲裁人の仲裁判断によって紛争を解決する制度であるが、当事者双方が裁判を受ける権利を放棄することが前提であるから、仲裁合意をした当事者は裁判を受けることができなくなる。そして、仲裁合意には、紛争が発生する以前にあらかじめ当事者間で合意するものと、紛争が発生した後に当事者間で合意するものがある。

このように、仲裁とは当事者双方が裁判を受ける権利を放棄するものであるから、仲裁合意は、対等な関係・立場にある当事者双方が仲裁の意味を十分に理解した上で自由な真意に基づいて合意することが前提となるべきである。

しかるに、労使関係においては使用者と労働者とは対等な関係・立場にはない。労働契約の締結に際して労働者の採用を決定するのは使用者であり、採用後も労働者個人が使用者に対して対等な立場で交渉することはできない。そのために、憲法や労働組合法は、労働者の団結権・団体交渉権を保障しているのである。

使用者が採用時に労働者に対して仲裁合意を求めた場合には、労働者は仲裁の意味を理解していなくても、また自由な真意によらなくても、採用されるためには仲裁合意に応じざるを得ない。採用後も労働者個人は使用者に対して対等な立場で交渉することはできないのであり、自由な真意によらず使用者の求めに応じざるを得ない場合が少なくない。そのうえ、労働契約に関しては、使

使用者が一方的に作成・変更できる就業規則の法的効力が判例法理によって認められており、使用者が労働者に就業規則への同意を求めたうえ採用することもある。このため、使用者が就業規則に仲裁規定を定めていた場合には、解雇された労働者が裁判を提訴しても、仲裁合意が成立していると使用者が主張して裁判が長引いたうえ、仲裁合意が成立しているとされて裁判が却下されるおそれもある。

このような仲裁合意が認められるならば、労働者は、使用者による解雇・労働条件切下げ等の権利侵害に対し、使用者が一方的に定めた仲裁しか利用できず、憲法が保障する裁判を受ける権利を奪われることになる。このような事態は、司法制度改革の理念に正面から反するものであり、とうてい許されるものではない。

使用者が労働者を解雇して労働者が解雇を争うなど紛争が発生した後に、労働者側から仲裁を求め使用者も合意して仲裁が行われる場合もあるが、このような紛争発生後の仲裁合意はともかく、労働契約に関する仲裁については紛争発生前の仲裁合意は絶対に認められるべきではない。

労働契約に関する仲裁については、労使間の紛争が発生する以前にあらかじめ使用者と労働者との間で仲裁合意することは許されないものとし、そのような将来の争いに関する仲裁合意の効力は認めないものとしなければならない。

(弁護士・弁護士団体)

中間とりまとめが想定する仲裁法がそのまま実現すれば、労働者はあらかじめ(例えば就職時に)一方的に仲裁合意を押し付けられ、労使紛争が発生した場合には、経営者が前もって選定しておいた仲裁人ないし仲裁機関に紛争解決をすべて委ねさせることになりかねない。そこで仮に、労働者の生活や権利に重大な影響を及ぼす仲裁判断がなされようと、労働者はそれに従わざるを得ず、また裁判によるそこからの救済を設けられないことになる。それは正義に基づかない紛争解決の強制であり、公正な裁判を受ける権利の否定であり、さらには労働者が労働組合に結集して団体交渉権や争議権を行使し、要求実現を目指すという労働基本権の真っ向からの否定に他ならない。

というのも、労働者と使用者が仲裁契約を結んだもとでは、「賃金や処遇・解雇についてはいずれも仲裁事項であり、団体交渉の議題ではない」となるの

は目に見えているからである。さらには、労働組合法の予定する労働委員会での仲裁制度との整合性もついていない。

仲裁合意が、労働契約において、それも将来の労使紛争をも対象にしてなされることになれば、労働者は裁判を受ける権利を剥奪され、更に労働基本権に重大な支障をきたすことは明らかである。

よって、新仲裁法から労働契約（及び類似の請負契約等を含む）を一切除外するよう求めるものである。（労働団体）

「仲裁法制に関する中間とりまとめ」によれば、労働契約もその対象に含まれることが前提とされています。消費者契約については消費者保護の見地から一定の検討がなされていますが、労働契約については何らの検討がなされていません。

しかし、そもそも仲裁制度は、迅速な「紛争解決」のみを念頭に置いたものであって、「公正な裁判」を通じた、「正義による解決」を求めるものではありません。したがって、訴権の放棄という重大な結果をもたらす仲裁契約を、社会的経済的力関係の対等でない当事者間に導入すべきではありません。

この仲裁法がそのまま実現すれば、労働者はあらかじめ一方的な仲裁合意を押しつけられ、いざ労使紛争が発生した場合には、経済界や業者団体などが選定する仲裁人ないし仲裁機関に紛争解決をすべて委ねさせられることになりかねません。そして、その判断内容が、たとえ労働者の生活や権利を否定するものであろうと、労働者はそれに従わざるをえないことになるのです。それは正義に基づかない紛争解決の強制であり、「公正な裁判を受ける権利」（憲法32条）の否定です。（弁護士・弁護士団体）

（2 - 4 その他）

最近はいわゆる街金、闇金の被害者が増えています。闇金、街金は被害者の窮状に乗じて内容を読ませないままにさまざまな書類を取ります。その中に「紛争は全て仲裁による」との一文があり、そのために裁判を受けられなくなると被害者の救済が図れません。闇金、街金に対しては裁判でのぞむことが被害者救済の重要な手段ですが、新仲裁法によってこれが使えなくなると多重債務者はますます深刻な事態に追い込まれます。

また、同様に消費者契約、労働契約（これに類する請負契約などを含む）、借地借家契約、フランチャイズ契約など社会的経済的に当事者間の対等性が認められない分野を適用対象から除外する旨を明記すべきです。（弁護士・弁護士団体）

新仲裁法による仲裁契約は、将来発生する可能性のあるあらゆる紛争を対象とするものであり、中核的紛争解決手段である裁判を提起する権利をあらかじめ放棄する合意であるから、その合意が合理性を有するのは、仲裁制度が国際商取引において発展してきた歴史に示されているとおり、当事者間において社会的経済的に対等性が確保されている場合であり、この対等性を欠く場合、特に権利規定や規制規定が設けられている分野にまでこれを適用することは背理でさえある。

とりわけ労働契約においては、使用者が定める就業規則の規定が契約内容を構成するものと判例上理解されていることから、採用時に実質的に諾否の自由すら持たない労働者に仲裁合意が押し付けられることになり、後に紛争が生じても使用者は仲裁手続を理由として団体交渉に応じないことも予想され、そうなるとは憲法等の定める労働者・労働組合の団体交渉権その他団体行動権も否定されるに等しい事態となる。またこれまで労働裁判が果たしてきた事実を解明する役割及び解雇権濫用法理や整理解雇法理などの判例理論を発展させる機能も失われてしまうのである。

したがって新仲裁法においては、国内取引、とりわけ労働契約（これに類する請負契約等を含む）、消費者契約、借地借家契約、その他社会経済的に対等性が認められない分野（例えばフランチャイズ契約）は、適用対象から除外する旨を明記すべきである。（弁護士・弁護士団体）

【3 その他】

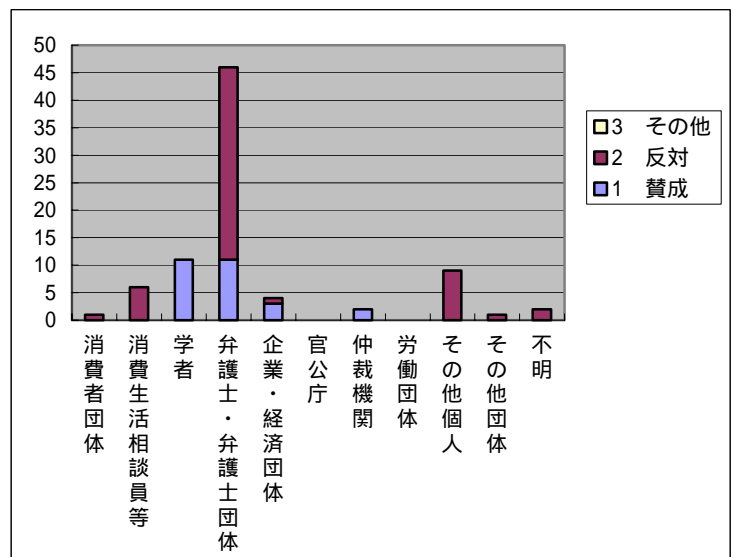
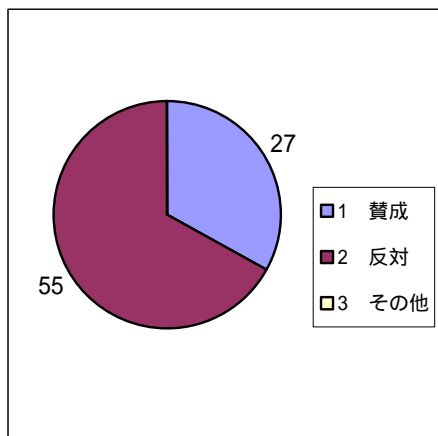
モデル法を可能な限り変更せずに採用すべきであり、モデル法が本来その適用を考えている国際商事仲裁に適用されるべきである。国内仲裁については、検討すべき事項も多く、別個に立法化を考えるべきである。（弁護士・弁護士団体）

第5〔8〕当事者が申立てや答弁を明らかにしない場合等への対応について（モデル法第25条関係）

当事者が所要の行為を怠った場合の爾後の仲裁手続の進行については、当事者間の合意によることとし、そのような合意がない場合の標準的な規律を次のとおりとすることはどうか。

- 1 申立人が申立て（前記〔6〕1）を明らかにせず、かつ、明らかにしないことがやむを得ない事由に基づくとは認められないときは、仲裁廷は、仲裁手続を終了する決定をしなければならないものとする。
- 2 相手方が答弁（前記〔6〕1）を明らかにしないときは、それがやむを得ない事由に基づくものとは認められないときでも、仲裁廷は、相手方がそれらを明らかにしないことのみによっては申立人の請求又は請求を理由づける事実を認めたと取り扱うことなく、仲裁手続を進めなければならないものとする。
- 3 当事者の一方が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しない場合においては、仲裁廷は、仲裁手続を進め、既に提出された証拠に基づいて終局判断をすることができるものとする。ただし、その当事者が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しなかったことがやむを得ない事由に基づくとは認められるときは、この限りでないものとする。

| | 1 賛成 | 2 反対 | 3 その他 | 計 |
|-----------|------|------|-------|----|
| 消費者団体 | | 1 | | 1 |
| 消費生活相談員等 | | 6 | | 6 |
| 学者 | 11 | | | 11 |
| 弁護士・弁護士団体 | 11 | 35 | | 46 |
| 企業・経済団体 | 3 | 1 | | 4 |
| 官公庁 | | | | |
| 仲裁機関 | 2 | | | 2 |
| 労働団体 | | | | |
| その他個人 | | 9 | | 9 |
| その他団体 | | 1 | | 1 |
| 不明 | | 2 | | 2 |
| 計 | 27 | 55 | | 82 |



【1 賛成】

モデル法にならうのが外国からもわかり易く順当である。(学者、弁護士・弁護士団体)

仲裁手続が職権探知主義を取り入れている以上、当然の定めだと思われる。(弁護士・弁護士団体)

当事者に機会を与えた以上、迅速に処理するため、やむをえない。(仲裁機関)

解決の可能性がない場合、放置することは適当でない。(仲裁機関)

【2 反対】

「2」について反対する。仲裁手続は当事者主義に基づき行われるべきであり、相手方が答弁を明らかにしない場合であって、それがやむをえない事由によらない場合には、申立人の請求又は請求を理由づける事実を認めたものとして取り扱うべきである。(企業・経済団体)

非事業者個人の場合は、出頭しなかったことをもって無効主張の放棄と扱ってはならない。当事者が現実に出頭し、仲裁人から仲裁手続の意味と効果について十分な説明を受けたうえで、個人が積極的に手続の進行を承認した場合に限り有効とすべきである。

訴訟は最終的・強制的紛争解決手段として失権効を定める必要があるが、「合

意による紛争解決手続の選択」である仲裁手続においては、安易に失権効を定める合理性は認められない。

したがって、実質的な理解と納得による合意が確保できない事業者と非事業者個人間の仲裁合意については、安易に失権効を認めるべきではない。つまり、仲裁機関に当事者が現実に出頭して、仲裁制度の意味と効果を仲裁人から説明を受けた上で、この手続を進めるかどうかを判断できるようにすべきである。
(弁護士・弁護士団体)

事業者以外の場合は、出頭しなかったことをもって無効主張の放棄と扱ってはならない。

出頭しないことの意味を理解してそのようにしたのか、消費者の理解力を補うために確認すべきであり、現実に出頭して説明を受け理解し、承認したとき初めて無効主張の放棄とすべきである。(消費者団体)

「消費者」が現実に出頭し、仲裁人から仲裁手続の意味と効果について十分な説明を受けた上で、積極的に手続の進行を承認した場合に限って、仲裁手続を進行すべきである。(弁護士・弁護士団体)

現状はクーリングオフでさえ、聞いたことがあっても行使する知恵のない消費者が大半である、まして、契約書など読まないのが消費者である。知らない故、出頭しないことが予想される。

よって、消費者に対して、適用に反対である。(消費生活相談員等)

出頭しなかったことをもって無効主張の放棄と扱うべきではない。当事者が現実に出頭して、仲裁制度の意味と効果について仲裁人から説明を受け、理解を得て手続の開始を承認した場合に限るべきである。(弁護士・弁護士団体)

第2編第4〔4〕消費者保護に関する特則について

1 (消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について)

消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、消費者契約法第4条及び

第10条等の規律に委ねることとし、特段の規定を設けない。

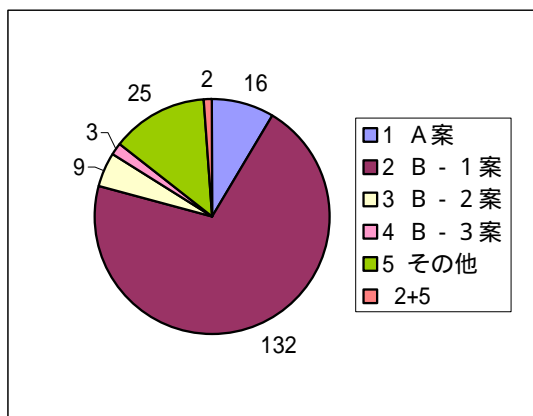
(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、何らかの規定を設ける。

(B-1案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものは無効とし、ただし、消費者のみが無効を主張できるものとする。

(B-2案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものについては、消費者に対し、本案の答弁まで一方的解除権を認めるものとする。併せて、消費者に対する仲裁に関する説明義務を仲裁廷に課するものとする(なお、事業者の義務については、2(消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)参照)。

(B-3案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、一定の内容のものに限って効力を制限する旨の規定を設けるものとする。

| | 1 A案 | 2 B-1案 | 3 B-2案 | 4 B-3案 | 5 その他 | 2+5 | 計 |
|-----------|------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|
| 消費者団体 | | 10 | | | 3 | | 13 |
| 消費生活相談員等 | | 32 | 1 | | 11 | | 44 |
| 学者 | 6 | 3 | 5 | 1 | 2 | | 17 |
| 弁護士・弁護士団体 | 6 | 61 | 2 | 2 | 2 | 2 | 75 |
| 企業・経済団体 | 2 | | | | 1 | | 3 |
| 官公庁 | 1 | 2 | 1 | | | | 4 |
| 仲裁機関 | 1 | | | | | | 1 |
| 労働団体 | | | | | | | 0 |
| その他個人 | | 21 | | | 3 | | 24 |
| その他団体 | | 1 | | | 2 | | 3 |
| 不明 | | 2 | | | 1 | | 3 |
| 計 | 16 | 132 | 9 | 3 | 25 | 2 | 187 |



【1 (A案)】

現行の消費者契約法における保護の範囲で十分ではなからうか。裁判所への訴権が奪われる不利益という点と、ADR振興という点の妥協点をどこに求めるかであるが、欧州のように前者を強調しすぎるのはあまり妥当でないように思われる。そもそも、仲裁が公正に行われるように担保される限り、裁判所への訴権が奪われることは不利益ではないのではないか。(学者)

消費者保護のあり方については種々の議論があり、議論の一致を見るのは容易なことではない。新仲裁法の制定が焦眉の急であることに鑑みれば、消費者保護の特則については新仲裁法の制定後に議論すべきであり、現時点では特段の規定を設けず、消費者契約法等の解釈に委ねるべきであると思料する(このような扱いは、消費者保護の立場を後退させるものではない)。(弁護士・弁護士団体)

消費者契約における意思表示一般の問題として、消費者契約法等において処理されるべき問題である。また、一般に事後的な仲裁合意はかなり困難であるため、消費者にとって、仲裁手続による簡易・迅速・妥当な紛争解決を行うためには事前の仲裁合意が必要であるところ、B各案のような効力規定をおくと、事業者が極めて不安定な立場に置かれることになり、事前の仲裁合意に応じなくなるのが予想されるため、かえって消費者保護に反する結果となる懸念がある。(官公庁)

仲裁、仲裁契約を「違法」であるとか「悪」であるという前提で考える立場は取り得ないし、取るべきではない。

基本的には、A案の線で考えるべきであろう。

問題があるとすれば、契約の合意形成の過程において、違法な色彩(強迫、詐欺)が入り込まないように手当すべきではないか、万一、違法な色彩を帯びたときにこれを排除する何らかの手当、あるいは行為の効力をどう考えるかということであろうが、これは、何も仲裁契約に限ったことではない。(弁護士・弁護士団体)

【2 (B-1案)】

消費者保護の見地からは最も確実であり、かつ解釈・運用にあたって簡明だと思われる。立法例としても、消費者保護の先進国スウェーデンの仲裁法6条1項に同様の規定がある。

仲裁法に消費者保護に関する規定を設けることが日本仲裁（法）の魅力を減殺するというような意見は根拠に乏しい。消費者保護を重視するスウェーデンの仲裁が国内的にも国際的にも極めて高い評価を受けてきたことは、その何よりの反証といえよう（同項は、旧法3条aをやや拡大化しただけにすぎない）。

日本仲裁を国内的、国際的に魅力的にし、活性化するために大切なことは、消費者保護に関する規定の有無などではなく、仲裁のための様々なインフラ整備であろう。

手続法理論の問題として、不起訴の合意との不整合性を指摘する意見もあるようだが、不起訴の合意は仲裁契約と共通する面もあるにせよ、両者は著しく異なるものである。両者の整合性に拘泥する必要は全くないと思う。

国際的要素を有する消費者仲裁については、まだ十分に議論されていない多くの問題がありうるので、さしあたりスウェーデン法と同様に、「この規定はわが国の国際的義務から異なる結果が生ずるときは適用されない。」というような規定を設けることで最小限の手当てをしておけばよいのではないか（スウェーデン仲裁法6条2項末文参照）。この程度の規定でも、わが国の調停法が国際協調的側面を重視していることを示すシンボリックな効果は期待できよう。（学者）

消費者と事業者間には構造的格差が存在している上に、一般的消費者は、仲裁契約についての知識がほとんどなく、更に、消費者と事業者との契約は、効率性から、あらかじめ事業者が作成した「約款」による契約がほとんどという実態です。

また、契約時に約款の内容を確認し、理解した上で契約する消費者は非常に少ないことを認識する必要があります。（消費者団体）

事業者が紛争発生前の契約付随条項で、通常の法的救済手段を排除する合理的な理由を有しており、それが消費者の裁判に訴える利益を凌駕すると評価されるべき場合は、きわめてまれであると思われ、B - 1案のようなルールを明示することは相当と考える。例外的に消費者の方から仲裁を提案し、合意され

たような場合は、無効を援用することが信義則に反すると評価される可能性があるが、それは民法1条2項の問題である。A案は裁判管轄条項等を含む消費者保護法制の整備が迅速になされる保障がないため不相当。B-2案も惹かれるが、欠席仲裁裁定の効力を否定するにはB-1案が明快であり、また、契約締結後長期間経過後のクーリングオフないし解除という制度は法制上異例に属し、とりにくい(特商法や割販法のクーリングオフとは制度趣旨が全く異なるものになってしまう)。B-1案をとると、仲裁制度の信頼構築にマイナスであるとの議論があるが、契約条項の法的拘束力を通じて無理に仲裁に向かわせるという手法は、仲裁制度への不興を呼び起こしかねず、日本において仲裁が真の意味で定着するためには、かえってマイナスでさえある。弁護士会の仲裁センターも仲裁合意をとることが困難で、斡旋調停センター化しているという実態に鑑み、B2C取引においては、B-1案を採用することが相当と史料。なお、この場合、無効といっても、いわゆる取消的無効であることから、手続を開始でき、その際、仲裁廷が説明義務を負うとすることが相当。(学者)

消費者・事業者の消費者契約においては、情報量の格差と交渉力の格差の中で大量・迅速な取引が行われるため、何をいくらで買うかという中心的事項を定型的に選択するに止まり、付随的な特約条項を逐一交渉して決めるようなことは、現実にはあり得ない。しかも、契約条項はもっぱら事業者が作成し、消費者はこれを包括的に受け入れるほかないのが実態であり、仲裁合意の存在に気づくことすらほとんどないし、仮に気づいたとしてもその重大性を理解したり、仲裁合意の削除を求めることは現実には不可能である。このことは、訴訟に関する合意管轄条項が事業者都合のよい裁判所を専属管轄とする形で乱用されている実態に照らせば明らかである。

さらに、こうした契約実態に照らせば、仲裁合意によって、現実には事業者都合のよい仲裁機関を一方的に選定する結果になることは容易に想像できる。

仲裁合意によって、事業者側が選択した仲裁機関以外の紛争処理手続が排除される結果、訴訟手続を排除するだけでなく、他のADR(消費生活センター、弁護士会仲裁センター、民事調停など)も事実上排除される結果をもたらすおそれがある。事業者としては、都合の悪い紛争については、公の機関による紛

争処理を回避し、業界内の非公開の紛争処理手続で解決しようとするのが予想されるのである。そうすると、例えば、年間50万件を超える相談苦情を処理している実績を持つ全国の消費生活センターの役割すら空洞化されかねない。

これに対し、「ADRを活性化するために仲裁合意を活用する」という議論があるが、本末転倒の議論である。ADRの活性化は、手続の公正さと判断の妥当性について実績を積み重ねることによって、社会的信頼を徐々に獲得すべきであって、仲裁合意によって裁判を受ける権利を奪って利用件数を拡大するものではない。そのような方法で利用件数を拡大することは、決して国民の望むところではない。

B - 2案では、解除される可能性はあるものの、仲裁合意が有効なことを前提に仲裁手続を開始する点で、適当ではない。さらに、消費者が審問期日に欠席し、答弁をしなかったため、事業者の主張に沿った判断がなされた場合、B - 1案では、仲裁判断の効力を争えるが、B - 2案では、仲裁判断の効力を争えなくなる余地がある。それでは、消費者の保護として不十分というほかない。

次に、原則的に仲裁合意の効力を認めたと見え、合意内容が消費者にとって著しく不当な場合には、消費者契約法10条によって、あるいは、新仲裁法によって、仲裁合意の効力を個別的に否定できるから、一律に仲裁合意の効力を否定する必要はないと考えるのが中間とりまとめA案及びB - 3案である。そして、確かに、消費者契約においては、仲裁合意そのものが、本来、消費者契約法10条に照らして無効と解される場合が多いと思われる。しかし、仲裁人の公正さに対する前述の疑問からすれば、この案によれば、消費者は、事実上、仲裁契約の無効を訴訟で争わざるを得なくなる事態が予想され、消費者の負担は大きい。しかも、判決の効力は、当該消費者にしか及ばず、個別事案について、各消費者が個別に訴訟を提起する必要がある。やはり、消費者保護としては不十分というほかない。(弁護士・弁護士団体)

仲裁契約の効力について

仲裁法制の整備に関し、司法制度改革審議会意見書では、「経済活動のグローバル化や国境を越えた電子商取引の急速な拡大に伴い、国際的な民商事紛争を迅速に解決することが極めて重要となっていることから、国際商事仲裁に関

する法制をも含めて検討すべきである。」との強調がなされ、また、UNCITRAL 国際商事仲裁模範法が仲裁法制のモデル法となっていることから明らかのように、元来仲裁は国際商取引の紛争処理の一手段としてその有用性が唱えられてきたものである。

確かに、国際商事紛争はこれを訴訟で解決しようとする場合管轄の問題や準拠法の問題があるため、仲裁契約は簡易かつ合理的な裁判外紛争解決手段の確保として意味がある。また、国際商取引の当事者の多くは訴権放棄の危険性と仲裁による紛争解決の利益を衡量する能力を備えた事業者であり、仲裁契約を選択するにつき主体性は失われない。

しかし、訴権放棄の危険性と仲裁による紛争解決の利益を衡量できない消費者にとっては仲裁契約は訴権の剥奪としてしか機能しないことが確実に予想される。また、そもそも国内民事紛争においては、紛争解決を困難ならしめるほどの管轄の問題や準拠法の問題はなく、消費者が仲裁契約の有用性を判断すること自体困難なことである。そして、将来の争いに関する仲裁契約を許すのであれば、業者が定型の書類に仲裁合意の文言を盛り込み、「申込み手続に必要だから」という理由でその書類に署名させ、これが後日、訴権剥奪の根拠として機能することになる。

このように仲裁契約が消費者の訴権剥奪と結びついた場合、これまで裁判手続が消費者被害事件において事実関係の解明や新たな規範定立において果たしてきた役割に鑑み、消費者保護の観点から看過し得ない重大な問題があると言わざるを得ない。

仲裁契約の無効主張の制限について

仲裁契約の効果が訴権の放棄という消費者にとって重大なものとなる以上、仲裁契約は契約当事者にその意味がわかるように厳格な方式に則って締結されなければならないことは無論である。さらに重要なのは消費者が仲裁契約の無効を主張することを安易に制限してはならないことである。

司法制度改革推進本部仲裁検討会においては、消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものは無効とするが、消費者のみが無効を主張できるものとする案（片面的無効案）が検討されているが、片面的無効案を採用した場合、消費者の不出頭を理由に、無効の主張を制限する制度と結びつ

きやすい。

しかし、たとえ紛争発生後であっても消費者が、仲裁で解決することと訴訟で解決することの相違を理解していない場合がほとんどであると予想される。また、そもそも仲裁契約は「合意による紛争解決手続の選択」であるのであるから、失権効を定める合理性は認められない。

したがって、出頭しなかったことをもって、無効主張の放棄と扱うべきではなく、当事者が現実に出頭し、仲裁人から仲裁手続の意味と効果について十分な説明を受けた上で、個人が積極的に手続の進行を承認した場合に限り、仲裁契約を有効とすべきである。

裁判と比較しうる情報を提供した場合に、多くの場合には、消費者は仲裁よりも裁判を選択することになると思われる。特に不服申立ができないという点については、問題である。裁判では三審制が取られており、不服申立のできないのは少額訴訟の場合のみであり、金額が少額に限定されている。ところが仲裁契約では、大きな金額の場合であってもいわゆる一発勝負になってしまう。消費者事件では証拠の所持が消費者側には不十分なため、証人尋問で事業者側証人を弾劾することなどを通じて立証することが多く、実際に証拠調べをしないことには立証できるかどうかすら見通しがたたないことが多い。そのため一発勝負である仲裁制度の利用に躊躇を覚えるところである。

今後ADRが拡充していくことが予想されるが、ADRのあっせん手続きにおいては、運用上、裁定案の片面的受諾義務を事業者側に課している例があり、そのようなADRは比較的良好に利用されている（例：交通事故紛争処理センター）。しかし、仲裁契約によりこのようなADRのあっせん手続きを利用する途も閉じられることになり、紛争解決メニューの多様化といった要請にも反するものとなる。（消費者団体）

消費者と事業者の間では、情報の量・質の格差、情報を理解し、適切に判断するための知識・能力の格差、交渉力の格差の中で、大量・迅速に取引が行われるため、個別の契約条項に関する交渉は行われないうのが通例です。一般消費者は仲裁制度に関する十分な知識を持っていないので、仲裁合意が契約に盛り込まれていても、そのことの意味をきちんと理解することは困難です。しかも、消費者はもっぱら事業者が作成した契約条項を包括的に受け入れるほかはな

く、仲裁合意に関する条項の意味について気づいたとしても、その条項の削除を求めて交渉することは現実的には不可能です。

こうした状況の下では、将来の争いに関する仲裁契約はすべて無効であることを法律上明確にすることが適切です。

A案による場合、個別事例ごとに仲裁契約の効力を判断していくこととなりますが、事業者が仲裁契約の有効性を主張する限り、消費者はまずもってその効力を否定するための訴えを提起し、勝訴しなければなりません。そうしない限り、消費者は裁判のみならず他の裁判外紛争処理機関を利用することもできないからです。これは現実的に極めて困難であり、本来は効力を否定されて然るべき仲裁契約についても有効と扱われるケースが多くなることが想定されます。

B - 2案による場合、仲裁廷による消費者への説明や消費者からの撤回のために、消費者が仲裁廷に出廷することが必要になります。これでは、消費者の居住地が遠隔地にある場合、消費者に対して酷な負担を強いることになってしまいます。現在、消費者 - 事業者間の訴訟に関する合意管轄条項により、事業者にとって都合のよい裁判所による専属管轄を消費者に押し付けるケースが多く見られますが、B - 2案は仲裁契約によってこれと同様の効果を生み出す余地を残すものであり、不適切です。また、商品契約の意味が理解できないまま一定期間を解除権を付与されても権利として行使できるのか疑念も残りません。

B - 3案は「一定の内容に限って効力を制限する」としてはいますが、補足資料の記述を見ても、どのような内容に関して、どのような形で効力を制限するかが明らかにされておらず、妥当性について判断できません。消費者にとってわかりやすいルールという意味からもB - 1案に劣ります。(消費生活相談員等)

契約締結過程で事業者が重要な情報を開示しなかったり、意図的に隠したり、消費者を困惑させて契約締結に至る事例が消費生活センターに多数寄せられています。国連がモデル法を承認し、統一した仲裁法による紛争解決が望まれるのは当然としても、消費者に関わる仲裁法についてはまだ認識がない現在、消費者問題の専門家が参加している国民生活審議会等で実態を調査し、具体例

を挙げて十分に検討する必要性があると考えます。消費者と事業者間の仲裁合意にはどのような問題があるのか、将来どのようなあり方が望ましいのか、今私たちが抱えている消費者被害の実態に基づいてご検討くださいますようお願いいたします。私見ですが、わが国の国民性からみて、裁判より調停や仲裁を希望する人はかなりの数になると推測しております。一層丁寧な議論を期待しています。

しかし、制約された時間の中でご尽力くださっている仲裁検討会に対し、何らかの意見を申し上げるとすれば「仲裁法制に関する中間とりまとめ」のp. 43にあげられた「B-1」案を支持いたします。理解不十分のまま契約を締結した消費者が紛争発生後に改めて解決手段としての仲裁法を熟考し選択できる機会を与えてください。(消費者団体)

A案は、仲裁における消費者保護は消費者契約法(4条及び10条)の適用によって保障されるので、仲裁法制としては特段の規定は不要であるとする。しかし、消費者契約法4条及び10条では仲裁における消費者保護は十分ではない。同法4条は仲裁契約の締結にあたり、不実告知等があった場合に限定される。また10条も民法・商法等の任意規定よりも消費者に不利で信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合に無効とするに止まるのであって、例えば、業者団体の仲裁による旨の条項の場合には10条が適用されるかどうかは疑問が残る。いずれにせよ、日本の消費者契約法における消費者保護自体、極めて制限的であり、先進諸国の法制と比した場合、不十分であると意見が多いなか、仲裁における消費者保護をそれ自体、不十分とされる消費者契約法に一任する法制は消費者保護として不適切であり、無責任であるとの非難を免れない。

上記のとおり、仲裁法制は消費者にとって一般的にいて利便性に乏しく、訴権剥奪という重大な効果を持つことに鑑みるならば、仲裁法制の消費者への適用にあっては慎重でなければならず、消費者保護のための手厚い保護規定を設けるべきである。

仲裁検討会(第7回議事録)によれば、仲裁における消費者保護は仲裁契約の規制の方式に対する制限で図ればよいとの意見もある。しかし、上記のとおり、仲裁法制は訴権剥奪という重大な効果を持つ反面、消費者にとっては利便

性に乏しいこと、仲裁制度は我が国の消費者にとって全く馴染みがなく、極めてわかりにくいものであるため、方式規制により仲裁契約の内容を明示等の手段を講じたとしても、理解できない者が多数存在することは容易に推認できること等鑑みるならば、単なる仲裁契約の方式規制では足りず、効力についての規制を設けるべきである。

また仲裁検討会によれば、訴権の剥奪という点では不起訴の合意の方が深刻であるところ、仲裁契約のみ内容規定し、不起訴の合意は放置することは立法的な整合性を維持できるかとの疑問があるとの意見もある。しかし、不起訴合意を消費者契約において約款で紛れ込ませた場合には、特段の事情がない限り、消費者契約法10条によっても無効と判断される（可能性が高い）のであり、また不起訴の合意の問題が残されているから仲裁における消費者保護が不十分であっていいことにはならないのであって、不起訴合意の存在を理由に仲裁法制で消費者保護の規定が不要だとするのは本末転倒である。

さらに仲裁検討会では、諸外国との比較、殊に消費者契約法等の消費者保護規制を有している国で、仲裁法制に効力規制、内容規制に関する規定を置く国は少ないとの意見もある。しかし、「補足説明」によれば、スウェーデン法、香港法等では内容規制を設けており、英国・ドイツ等のEU諸国はEU指令に沿う形で国内立法をしているとのことで、内容規制している国は決して少なくない。他方、仲裁法に内容規制を設けない立法例もあるが、それらの国では消費者契約法等消費者保護の一般規定で保護が図られているのである。この点、規制が不十分であるとの意見の多い我が国の消費者契約法に、仲裁における消費者保護を一任するのはあまりに無責任な考えであると言わざるを得ない。

B - 3案は、仲裁契約に消費者契約法の適用があるか否かが不明確であることを考慮し、仲裁契約で問題になりそう事項を想定して例示を設けることにより、消費者契約法10条の内容を具体化しようとするものである。

しかし、この考え方だと、消費者が仲裁契約から解放されるのは仲裁の内容が「不当」条項に相当する場合に限定され、その類型に当てはまらなければ、消費者が仲裁を望まない場合でも仲裁に応じねばならなくなる。加えて、我が国の消費者契約法の規制が十分ではないことは既に述べたとおりであり、仲裁の効力を否定できる場面は限られたものに止まることになる。上記のとおり、

仲裁は訴権剥奪という重大な効果を有する反面、消費者には利便性に乏しいのが一般であり、裁判を受ける権利の保障からいっても、知らない間に約款に紛れ込まされた仲裁条項により、望まない仲裁を否応無しに押し付けられるいわれはないはずであり、仲裁の内容が不当条項に相当する場合だけに救済を認めるのは狭きに失する。

B - 1 案において、無効主張の範囲を消費者とし（片面的無効）とした場合には取消に近付くのであって、消費者の一方的解除権を認める B - 2 案との差異はそう大きくはない。「補足説明」は、消費者が仲裁廷における審問に欠席し、答弁書の提出その他の応答をしなかったため、事業者のみが主張立証を行い、事業者よりの仲裁判断がなされた場合の効力を争えるか否かの関して、B - 1 案は争えるのに対し、B - 2 案ではなお、争える（B - 2 - 1）と考え方と争えない（B - 2 - 2）との考え方の2通りの考えがありうるとする。そうすると、B - 2 案でも前者の場合（B - 2 - 1）はB - 1 案と殆ど差異がないことになる。

この点については、B - 1 案（ないしはB - 2 - 1 案）が妥当である。B - 2 案（B - 2 - 2 案）では仲裁手続等に欠席した場合には解除権を行使できなくなり、消費者保護に欠けるからである。この問題は仲裁契約の方式に関する論点と関連するが、仲裁制度自体、一般に馴染みがなく、わかりにくいものであるから、仲裁契約締結時で仲裁契約の内容を記載した書面を事業者が消費者に交付する義務を課し、さらに仲裁廷での呼出時にもさらに仲裁廷から仲裁の内容に関する書面を送付したとしても、消費者全員が十分に理解できるとは限らない。訴権剥奪という重大な効果を有する反面、消費者には利便性に乏しい事実からすれば、望まない仲裁を押し付けられるいわれはないのであって、仲裁廷への欠席等だけで、失権的效果を認める考え方は妥当でない。よって、B - 1 案ないしB - 2 - 1 案（B - 1 案に近いB - 2 案）が妥当である。

B - 1 案を取る場合、無効主張の時期の制限を設けるべきかが問題となる。消費者が仲裁制度の意義・内容・手続、裁判制度との利害得失、無効主張（解除）できること等を十分に理解して、仲裁手続を選択した場合には無効主張（解除）を制限するのはやむを得ないかもしれない。

しかし、仲裁制度は裁判制度以上に一般の国民にとって馴染みがなく、消費

者が制度の意義等を十分に理解するのはそう簡単な話ではない。事業者からの書面交付，仲裁廷からの書面送付だけでは十分ではなく，仲裁廷でも十分な説明がなされる必要がある。そして，第1回の仲裁廷で説明を聞いたとしても，直ちにその全容を理解して，仲裁を選ぶという判断ができる者はそう多くないことを考えるならば，無効主張の制限は，第1回期日から相当程度の期間を置いた後に設定される第2回目以降の期日において，消費者が十分に理解できていることを確認した上でなければ許されないとすべきである。

第1回期日と第2回期日の間に設定される相当期間は制度を理解し，その手続きを選択するか否か熟慮し，家族・隣人や弁護士に相談するために必要な期間であって，1ヶ月程度は必要であると考ええる。

以上のとおり，十分な説明と実質的な理解，熟慮期間の設定の上での選択権の行使は仲裁制度の消費者契約への適用の最低条件である。補足説明にあるような「本案についての答弁後は原則として許さない」というような形式的基準を用いるべきではないと考える。

以上のとおり，基本的にはB - 1案（ないしB - 2 - 1案）を相当と考えるが，無効主張の時期的制限を設ける場合には仲裁廷の説明義務，熟慮期間，理解の確認は必須である。（弁護士・弁護士会）

消費者が契約時に細かい事態で数頁に亘る契約約款を理解して契約を締結しているケースは稀である。情報量において事業者と格差のある消費者が約款に記載された仲裁制度を理解し，納得できない場合に取消しを申し入れるだろうか？ トラブルが発生したとき，事業者は常に約款に従うと原則論を持ち出して事業者都合のよい仲裁機関を選定する結果となるのは明白である。トラブル発生時に消費者が仲裁制度を望むときだけ利用できるようにすべきである。（その他個人）

仲裁法制は，契約書に仲裁条項が盛り込まれることにより，消費者が仲裁手続の特性を理解しないまま仲裁合意をさせられる危険性があり，消費者の利益に反するため，紛争前の仲裁合意は無効とするべきです。（消費生活相談員等）

B - 2案（クーリング・オフ案）が支持できないのは，消費者が仲裁廷に出頭しなかった場合の取扱いについて，出頭なきまま仲裁判断が出された場合，B - 1案であれば，そのような仲裁判断は無効と解されますが，B - 2案の場

合には、クーリング・オフ権が失権するとの考え方もありうるところで、曖昧さを残すため、B - 2案は支持できないものです。(弁護士・弁護士団体)

【3 (B - 2案)】

仲裁制度に馴染みがない以上、将来の紛争に関する仲裁合意の存在だけで消費者から国家の裁判所の裁判を受ける権利を喪失させることは適当ではない。したがって、B - 1またはB - 2によるべきであるが、法的な構成としては、B - 2の方が優れている。(学者)

仲裁契約が裁判所への訴権を失うという大きな効果を持つところから、真に理解して合意をしたのかどうか法的にもチェックすることを可能にできないか、一般法と違う何らかの手当をすべきではないか、という問題提起は、全く考慮に値しないと否定し去ることも難しいように思われる。

考え得ることは、合意の方式に関して厳格な要式を要求する、一定期間に限定して解除権を認める、一定の範囲に限って効力制限を認めるなど提案の様な方式になるのであろうが、B - 3については、線引きが難しく(信用性に乏しいかそうでないか、問題が生じそうかどうか等の区別は不可、仲裁機関のランクを法律で認めるのもどうか、指定商品、指定サービスのような分類が難しい)、結局、あるとすれば、B - 2がありうるのであろうか。(弁護士・弁護士団体)

将来の紛争に関する仲裁契約の効力は国際商事取引の分野を除いて認めるべきではなく、消費者契約については、紛争発生後の仲裁契約の効力をも認めるべきではないが、仮に認めるとしても、仲裁手続のいかなる段階においても消費者からの仲裁合意の解除を認める片面的な解除権が付与されるべきである。(弁護士・弁護士団体)

【4 (B - 3案)】

EU法、英国仲裁法の立場をとる。これはA案の内容の一部を明文化することと同じであろう。(学者)

一律に解除権を定めるB - 2案も考えられるが、仲裁合意のうち消費者に不利なものを排除することで足り、現行の消費者契約法との整合性もある。なお、消費者保護の必要性は明らかであるが、仲裁法に規定するのか別の法律で規定

するのは、検討を要する。(弁護士・弁護士団体)

【5 その他】

国際商事仲裁を念頭に形成されたモデル法のルールを全く異質の紛争である消費者契約紛争に適用することには反対。仲裁条項が約款の一部として事業者側に都合のよいように定められるおそれがある上に、消費者の信頼の得られる仲裁廷がほとんど存在していない状況では、仲裁合意に強い効力を認めるべきではない。むしろ、ADRの一環としての多様な紛争解決のチャンネルの提供という意味から、事前の仲裁契約に基づく場合には、その仲裁手続を選択するかどうかを消費者の判断に委ねるとともに、仲裁判断については事業者側のみを拘束するという(財)交通事故紛争処理センター型のものが望ましい。これは、言い替えれば、(B-1)案において、消費者側からの無効主張の期間制限を設けないという場合(「補足説明」の有力説に反対)に等しい。(学者)

将来の紛争に関して、及び紛争発生時に関しても無効とすべき

たとえ「将来の紛争を無効」としても、紛争発生時に業者から「クーリングオフ期間は過ぎていますね。解約ができる理由はないようですよ。納得できないなら、裁判になりますよ、それでは弁護士費用も高いし、時間も長くなりますねえ。中立の仲裁センターがありますが、そこならあまり費用もかからず、短期間で判断してもらえますよ。」と言われたら、仲裁機関について検討もできないまま消費者は合意してしまうでしょう。また、形式的な書面や法律による説明が多少あっても消費者が意味をきちんとわかって合意するとは思えません。消費生活センターは大都市圏のほとんどの自治体に設置されていますが、存在を知らない人がかなりいます。そして、トラブルが起きてセンターに相談する人は数パーセントです。業界団体の相談窓口や弁護士などに相談することもあるでしょう。

現状では、そこでの助言や斡旋などで納得できなければ、訴訟することは可能ですし、また、控訴の道もあります。仲裁契約はその機会を奪うものだと考えます。(消費生活相談員等)

2 (消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)

消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、主たる契約の契約書とは別個の独立した書面でしなければならないものとする。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、消費者が自署した書面に記載されていなければならないものとする。

(C案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、事業者において、次に定める事項等について記載した書面を交付しなければならないものとし、また、記載の方法(用いる字の大きさ等)についても定めるものとする。

(例) 仲裁の意味(訴権放棄となること)

仲裁契約の一方的解除に関する事項

仲裁機関又は仲裁廷の名称及び住所(定めがある場合)

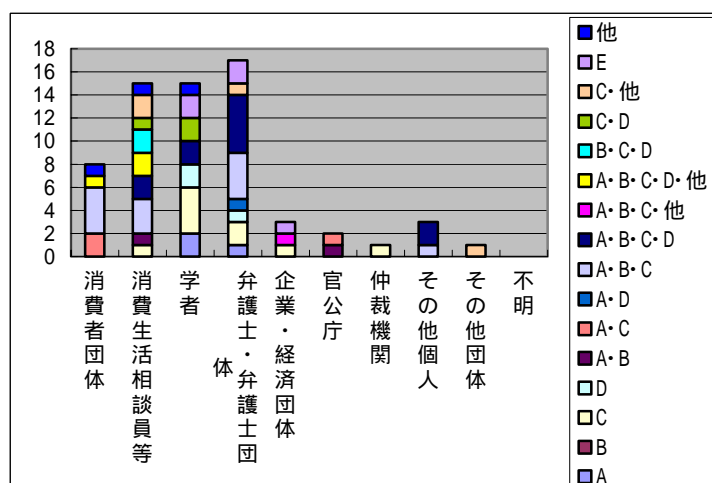
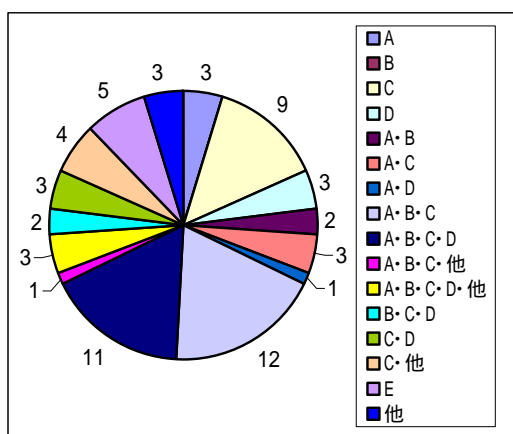
仲裁手続規則の概要(定めがある場合)

(仲裁手続に要する費用の額)

(D案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、仲裁廷において、消費者に対し、審理に先立ち、(C案)記載の書面に準じた書面を送付しなければならないものとする。

(E案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、その方式に関し、特段の規定を設けないものとする。

| | A | B | C | D | A・B | A・C | A・D | A・B・C | A・B・C・D | A・B・C・他 | A・B・C・D・他 | B・C・D | C・D | C・他 | E | 他計 | |
|-----------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-------|---------|---------|-----------|-------|-----|-----|---|----|----|
| 消費者団体 | | | | | | 2 | | 4 | | | | 1 | | | | 1 | 8 |
| 消費生活相談員等 | | | 1 | | 1 | | | 3 | 2 | | | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 15 |
| 学者 | 2 | | 4 | 2 | | | | | 2 | | | | 2 | | 2 | 1 | 15 |
| 弁護士・弁護士団体 | 1 | | 2 | 1 | | | 1 | 4 | 5 | | | | | | 1 | 2 | 17 |
| 企業・経済団体 | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | 3 |
| 官公庁 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 2 |
| 仲裁機関 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| その他個人 | | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | 3 |
| その他団体 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| 不明 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3 | | 9 | 3 | 2 | 3 | 1 | 12 | 11 | 1 | 3 | 2 | 3 | 4 | 5 | 3 | 65 |



【A案】

当事者の意識としても明確にさせる。(学者)

【C案】

A案, B案のような要請を徹底させるのは約款に紛争解決条項を挿入するこれまでの実務からの乖離が大きすぎるようにも思われる。むしろ, そうした実務を容認しつつ, そこにおける記載方法を徹底させるC案が現実的な妥協点と思われる。(学者)

消費者保護の観点からC案またはD案が妥当と思うが, 手続の予測可能性の点でC案の方が優れていると考える。但し, C案については一般消費者に理解可能な文章であることが必要である。(「訴権」とか「一方的解除」などの法律用語のみが記載されているものは一般消費者には理解できない文章であり, 仲裁合意の成立は認められないと考える)(仲裁機関)

【D案】

1でB - 1案またはB - 2案を採用することが前提である。1でB - 1案またはB - 2案が採用されない場合には, A案とC案を重疊的に採用すべきである。(学者)

【A案 + B案】

消費者が自らの意思に基づいて仲裁合意を行うことができるようにするた

めには、これらの案のような方式規制が妥当であると考えられる。C案も検討の余地があるが、記載事項としてどのようなものが妥当かについてはさらに吟味が必要である。(官公庁)

【A案 + C案】

仲裁契約を契約の書面の中で言及することを消費者と事業者の取引の際にも認めると事業者側に都合がよい仲裁契約になる恐れがある。このため、契約書とは別に仲裁契約書を交さなければならぬとすべきである。

また、事業者が交付する書面については、消費者に不都合な書面としないためにも、あらかじめ記載事項及び記載方法を定めておくべきである。(官公庁)

【A案 + D案】

A案は、建設工事紛争審査会においても、行っていることで可能である。

D案も、実務の運用として、審理の冒頭には誤解のないよう書面ではないが、確認していることで、これを書面で行うことになるが、要求したとしても、いずれ申立書と併せて送付することで足りるのであるから、何ら手続き煩瑣でもなければ負担でもない。

そして、この程度で消費者に対する説明としては十分であろう。

【A案 + B案 + C案】

A案、B案、C案はすべて採用することが必要。E案には反対

一般的消費者は仲裁法制についての知識がほとんどありませんから、仲裁法制は「別個の独立した書面」(A案)であると同時に、「消費者が自署した書面」(B案)とし、仲裁契約の内容、記載方法についても定めることが必要(C案)と考えます。

更に付言すれば、当該消費者が理解できるように説明をすることを義務づける必要があります。(消費者団体)

A案・B案・C案のすべての措置が必要である。

先に述べたとおり、一般消費者は仲裁制度に関する十分な知識を持っていません。そのため、既に紛争が起きている場合に行われる仲裁契約においても、

消費者が仲裁制度や仲裁契約の意味を十分に理解した上で、自らの判断により紛争解決の手段として仲裁制度を選択することができるような制度的手当てが必要です。しかも、仲裁契約は訴権の放棄という基本的人権に関わる事項ですから、仲裁契約を結ぶか否かの判断は十分に慎重な検討を経て行われる必要があります。

そうした観点から、仲裁契約に関する一定の事項（仲裁の意味、仲裁廷等の名称・住所、仲裁手続の概要など）について、消費者にわかりやすく表示した書面の交付を事業者に対して義務づける（C案）とともに、仲裁契約を独立した書面で行うこととし（A案）、その書面には消費者の自署を要求する（B案）ことが適切です。C案の措置によって、消費者の仲裁制度や仲裁契約の意味に関する十分な理解を保障するとともに、A案・B案の措置によって慎重な検討の機会を保障することが狙いです。

さらに、仲裁法制全体についても消費者取引の視点から適切な規定になっているかの検証が必要です。（消費生活相談員等）

消費者と事業者との間の将来の争いについての仲裁合意が、無効としても（上記のB - 1案）、紛争発生後の仲裁合意について、なお厳格な方式を要求することは、消費者保護の理念に適合します。

また、理論的にも、仲裁合意の有効無効の問題は、約款規制の法理における、いわゆる直接的な内容規制といわれる問題領域であり、仲裁契約の方式の問題は、いわゆる採用合意ないしは約款開示といわれる問題領域なのであって、両者は理論的に別次元の問題です。

仲裁契約の方式は、約款の隠蔽効果を排斥し、消費者に十分な情報提供のもとにその理解に基づいた実質のある合意を求めようとするところに、これを要求する根拠があります。

そうすると、合意は、できるだけ明確に消費者に意識させる形でなされる必要があります。法定事項の記載のある独立した書面に署名させる方式でなされるべきものと考えます。（弁護士・弁護士団体）

【A案 + B案 + C案 + D案】

仲裁契約についての詳しい書面が必要ではあるのですが、本来の契約条項以

外に説明文を読む気が起こるのか、読んで十分理解できるのか不安です。書面交付を理由に、理解していないまま仲裁を受けざるを得ない状態になるのを回避するため、仲裁開始前に仲裁廷から消費者に書面等で意思確認をし、ク・リング・オフのような消費者の拒否権を確保することが求められます。(消費生活相談員等)

1の仲裁合意の効力の問題についてB-1案を採った場合でも、2のC案・D案はもちろん、A案・B案の規制を及ぼすべきである。1のB-1案においては、問題となるのは紛争が起こった後の仲裁合意だけであるが、事後の仲裁合意であっても、消費者にその内容が正しく認識され、真意で選択されたことを客観的に明確にする必要がある。そのためには、独立した書面によることが必要であり、また自署を要求すべきである(すなわち電子メールなどの電子的方法による書面は認めないこととなる)。

さらに、仲裁合意に関する一般的理解が進んでいない実状にあるので、その具体的な内容について消費者に十分内容を理解できるような説明内容の記載をする、用いる文字を大きくするなどの方法により、正しい認識に基づく真意に基づいた仲裁合意が得られることを担保できる方法によることを効力要件とすべきである。(弁護士・弁護士団体)

【A案 + B案 + C案 + D案 + その他】

A + B + C + D + 契約時の説明義務が必須と考えます。

消費者契約では、事業者と消費者の情報格差、知識格差は特商法、消費者契約法等があるものの依然大きな隔たりがあり、今回の仲裁制度は消費者がとても簡単に理解できるものではありません。

自治体の消費者相談では、契約書に業者の説明と正反対の文言が書かれていても、担当者の言葉を信じて署名捺印し、トラブルになることは日常茶飯事です。仲裁について、一般の消費者が本当に理解して契約することは到底考えられません。(消費生活相談員等)

【C案 + D案】

紛争発生後の仲裁合意は原則として有効であるが、方式規定により、消費者

によく理解して合意してもらうことが必要。一般になじみのない仲裁制度をB
2C取引で定着させるには、このくらいの手立てを踏まなければならないと思
料。(学者)

【C案+その他】

仮に、消費者契約を適用対象にするのであれば、紛争発生後に、紛争解決方
法には訴訟をはじめ、各種相談窓口を利用できること、その1つとして仲裁契
約があることを伝える。仲裁契約について十分な情報提供を書面および口頭で、
消費者に理解できる言葉・表現で行う、他の方法と比較して違うところ、特に
一審で確定し、たとえ不服でも訴訟はできないことの説明などを義務付ける。
その結果、消費者が納得して自発的に契約する場合に限るべきである。(消費
生活相談員等)

【E案】

形式を厳格にしても実際上の意味は少ない。むしろ、上記の効力の問題とし
て消費者保護を図るべき。方式を面倒にすれば益すくなくして無駄なコストが
増大する。(学者)

方法を適正にするということは、現行法上は消費者契約法4条及び10条の
内容を構成する事実であるから、この要請はそこに包含されていると考えるべ
きである。その他1で述べたような理由により、方式に関し特段の規定を設け
るべきでない。また、必要であれば行政指導をすればよい。(弁護士・弁護士
団体)

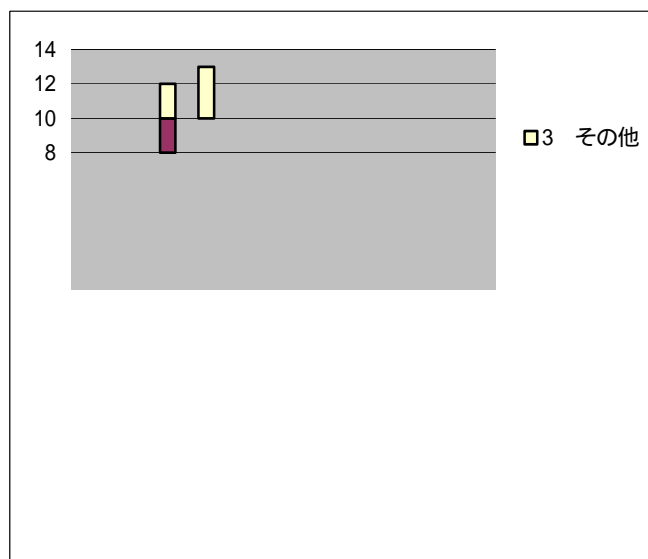
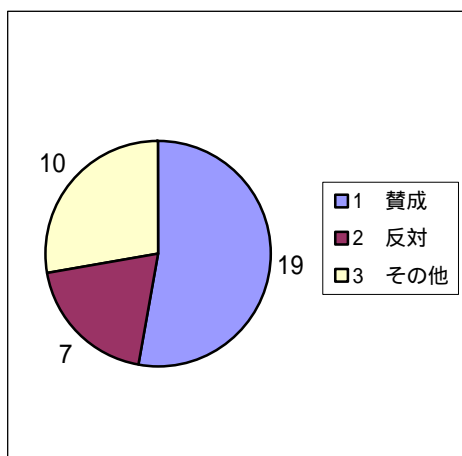
消費者契約法の中での解決を図れば、仲裁契約の方式等について、新仲裁法
で特段の規定を設ける必要はないものとする。(企業・経済団体)

3 (書面による通知の方法について)

書面による通知について、消費者保護の観点から何らかの規定を設けるべき
か。設けるとした場合、次のような考え方はどうか。

消費者と事業者との間の仲裁契約において、当事者が、消費者の住所等が不明であるとき等に簡易な方法で通知できる旨の合意をした場合、そのような合意は無効とするとともに、新仲裁法においてモデル法第3条第1項に準ずる規定を設けるものとした場合（前記第1編第1〔2〕）、この規定は消費者と事業者の間の仲裁には適用しないこととし、消費者を当事者とする仲裁において消費者の住所等が不明である場合には、裁判所の公示送達手続を利用することができるものとする。

| | 1 賛成 | 2 反対 | 3 その他 | 計 |
|-----------|------|------|-------|----|
| 消費者団体 | | | 3 | 3 |
| 消費生活相談員等 | 2 | | 1 | 3 |
| 学者 | 8 | 2 | 2 | 12 |
| 弁護士・弁護士団体 | 6 | 4 | 3 | 13 |
| 企業・経済団体 | 1 | | 1 | 2 |
| 官公庁 | | 1 | | 1 |
| 仲裁機関 | 1 | | | 1 |
| 労働団体 | | | | |
| その他個人 | 1 | | | 1 |
| その他団体 | | | | |
| 不明 | | | | |
| 計 | 19 | 7 | 10 | 36 |



【1 賛成】

補足説明と同旨（弁護士・弁護士団体）

高利貸しなどの事業者から防禦手段は出来るだけ与えるべきである。モデル

法第3条1項に準ずる規定を設ける場合には、このような手当てが必須である
と考える。(仲裁機関)

【2 反対】

書面による通知について消費者保護を図るべきとの趣旨はわかるが、最終的
な落としどころが公示送達では、結局、消費者の保護にはなっていないのではな
いか。(学者)

消費者保護のためには仲裁合意の方式規制で必要かつ十分であるところ、書
面による通知の方法について特例を設けることはいたずらに制度を複雑にす
るものであり、妥当でない。また、公示送達手続が消費者保護に資するものと
も思われない。(官公庁)

消費者に通知がなされなかった結果、消費者が仲裁廷における審問に欠席し
たとしても、B - 1案により無効主張できると考えるので、特段の規定を設け
る意味がない。(弁護士・弁護士団体)

【3 その他】

将来の争いに関する仲裁契約は無効と考えるので、公示送達の問題は起こら
ないと考えます。(消費者団体)

消費者紛争発生後において、消費者が積極的に仲裁手続を選択しようという
意向がないにもかかわらず、擬制到達にせよ、公示送達にせよ、簡易な手続で
通知の効力を発生させるのは適切ではない。「補足説明」記載のように、仲裁
契約の片面的無効とすれば、通知についての特段の手当ては不要との考え方も
ありえようが、不要な紛争を回避する意味からは明記するとともに(その意味
では本提案に一部賛成)、公示送達の利用可能性については削除すべきである
(その意味では本提案に一部反対)。(学者)

消費者と事業者間の通知については、簡易な通知方法を合意で許すモデル法
3条1項に準ずる規定の適用を排除する(簡易な通知方法の合意を許さないとい
う限度で)規定を設けるべきである。なぜなら、1の仲裁合意の効力の問題
に関するB - 1案では、当事者欠席の場合に仲裁は無効となる。そこで、簡易
な通知により仮に消費者が知らないうちに手続が進んで仲裁判断に至った場

合も、仲裁契約に基づく仲裁手続き自体が無効の瑕疵を帯びているので、後に無効となる。これでははなはだ不効率で無駄であるし、消費者不知の間に仲裁判断が出ること自体が法の素人である消費者にとって好ましいことではないからである。

なお、公示送達による通知を認めるのでは消費者の保護にならない。住所不明等の場合でも、公示送達による送達を認めるのではなく、現実の通知受領がなければ手続を開始できないとして一義的な手続に徹底すべきである。(弁護士・弁護士団体)

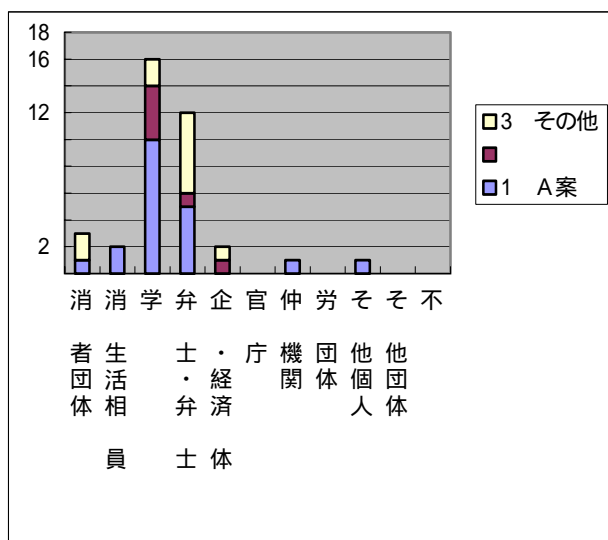
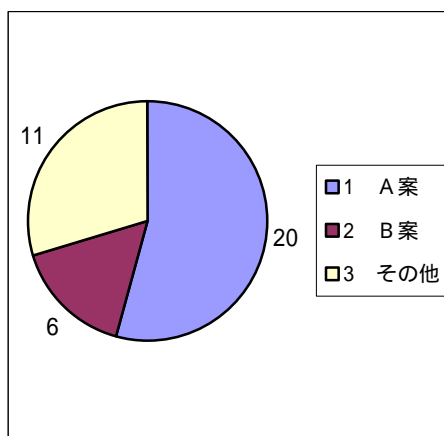
4 (国際的な要素を含む消費者仲裁について)

例えば、日本の消費者が外国の事業者と仲裁契約を締結した場合について、日本の消費者保護のためにどのように考えるか。

(A案) 仲裁契約が日本に密接に関連する場合には、当事者の合意の有無にかかわらず、仲裁契約の成立及び効力の問題につき日本法が適用になる旨の規定を設けるものとする。

(B案) 仲裁契約の成立及び効力の問題については、新仲裁法及び消費者契約法の中の消費者と事業者との間の契約に関する規定が公序の内容となり、法例第33条により外国法の適用が排除され、新仲裁法及び消費者契約法の規定が適用される結果となるとみて、特段の規定を設けない。

| | 1 A案 | 2 B案 | 3 その他 | 計 |
|-----------|------|------|-------|----|
| 消費者団体 | 1 | | 2 | 3 |
| 消費生活相談員等 | 2 | | | 2 |
| 学者 | 10 | 4 | 2 | 16 |
| 弁護士・弁護士団体 | 5 | 1 | 6 | 12 |
| 企業・経済団体 | | 1 | 1 | 2 |
| 官公庁 | | | | |
| 仲裁機関 | 1 | | | 1 |
| 労働団体 | | | | |
| その他個人 | 1 | | | 1 |
| その他団体 | | | | |
| 不明 | | | | |
| 計 | 20 | 6 | 11 | 37 |



【 1 A案】

B案は、これまでの法例33条の運用基準からは、そのような帰結は導けない。その点、A案は、法廷地の強行法規の介入、あるいは、公法の属地的適用といったこれまでの規律方法になじむ。(学者)

外国事業者の作成した契約書においては準拠法は一律に外国法となることが常であり、例外を主張するには、仲裁法における明文の規定が絶対に必要である。外国仲裁人にB案のような日本の法例の解釈を理解させるのは困難であり、「新仲裁法の規定が適用される結果になるとみて」とは言い難い。(仲裁機関)

消費者保護の実質的基準はできるだけ直接的に明確に示されていることが不可欠であると考えからである。また、公序則の発効による方法は、避ける方が望ましいと思われる。(学者)

消費者にとって日本法が適用されるか否かは決定的に重要である。仲裁地が外国となれば、比較的少額な紛争が大半を占める消費者契約の場合、事実上、争う機会を剥奪されることになる。また準拠法が外国法の場合、消費者自身は勿論、弁護士を依頼する場合であっても、外国法に関する情報が不足しており、不利であることは明白である。

この点、A案は規定により日本法の適用を認めようとするものであって、日本法の適用があるかどうかにつき、不確実なB案よりも、消費者保護に資する

と考える。(弁護士・弁護士団体)

【2 B案】

消費者保護の明確化を図るA案にも理由はあるが、この案は、日本法の方が外国法より、常に消費者保護に手厚いことを前提としている。外国法の方が消費者に手厚い場合もあること、公序によっても同様の解釈が得られる場合が多いと考えられることからB案の方が妥当ではないかと考える。(学者)

B案に賛成する。ただし、外国仲裁判断の承認・執行の局面で問題となる公序は、法例33条ではなく、ニューヨーク条約5条2項b号の公序ではないか。その他の局面における公序判断が条約5条2項b号の類推適用にもとづくか法例33条にもとづくかの問題も生じるが、条約5条2項b号の文言が承認・執行の場合に限定されていることから、ここではいちおう、その他の局面では法例33条によると解しておく。また、いずれによるとしても、公序違反かどうかは内国関連性の強さとの関係で相対的に決まると解される。枠内のB案の記述では、「新仲裁法及び消費者契約法の中の消費者と事業者との間の契約に関する規定」が一般的に当然に法例33条の公序の内容となるとの意味に受けとれるので、不正確である。

A案に対しては、次のような疑問がある。第1に、消費者契約といえども、ニューヨーク条約の適用対象から除外されないのではないか。そうだとすれば、A案のように条約5条1項a号とは全く異なる抵触規則を置くことには承認・執行の局面に関しては条約違反の疑いがある。他の局面に限って同号と異なるルールによるのも矛盾を生ぜしめるおそれがあるので好ましくない。第2に、この問題は重要ではあるものの、国際的な消費者仲裁契約のうち消費者保護の観点から問題が生じるケースは全体から見れば少数であろうと予測される。そのために仲裁契約の抵触規則の原則そのものを変えてしまうことには疑問がある。また、仲裁契約の準拠法のほうが日本法よりも消費者に有利な内容であることも考えられるので、その原則自体を放棄する必要はないであろう。

他方、ここでの消費者保護は仲裁契約準拠法の適用結果を排斥すれば達成することができよう。すなわち、仲裁契約が消費者に不利な内容であって仲裁契約準拠法上はその効力を否定できないがそのことは日本の消費者保護法には

反するといった場合、ニューヨーク条約5条2項b号または法例33条により、(内国関連性の程度により)そのような準拠法の適用結果を排斥すれば消費者保護が達成できると思われる。すなわち、公序の発動によって、妨訴抗弁の局面では訴権の行使を認め、承認・執行の局面では承認を拒絶すれば足りるであろう。

強行法規の特別連結の導入も考えられるが、これにもA案について述べたのと同様に、ニューヨーク条約5条1項a号に違反しないかどうかの問題が生じる。ここでの問題は上記のように公序でも対処可能であると考えられるので、条約違反の問題の生じない公序による対処にとどめておいたほうがよいと思われる。(学者)

【3 その他】

日本に常居所を有する消費者が当事者となっている仲裁合意によれば、将来の争いについて外国を仲裁地とする仲裁によるとされている場合、消費者が自ら外国での仲裁を選択しない限り、事業者がその仲裁条項を日本での消費者からの訴訟において援用することは認めず、事業者がその仲裁条項に従った仲裁をしても、日本としてはその承認執行を認めないこととすべきである。(学者)

消費者保護のあり方については種々の議論があり、議論の一致を見るのは容易なことではない。新仲裁法の制定が焦眉の急であることに鑑みれば、消費者保護の特則については新仲裁法の制定後に議論すべきであり、現時点では特段の規定を設けず、消費者契約法等の解釈に委ねるべきであると思料する(このような扱いは、消費者保護の立場を後退させるものではない)。

なお、消費者保護の立法を行うとしても、日本の消費者と海外の消費者を区別して扱うことは妥当ではないと思料する。(弁護士・弁護士団体)

仲裁合意の準拠法一般について規定を設けるのであれば、A案に賛成する。仲裁合意の準拠法一般について規定を設けないのであれば、B案に賛成する。

B案の示す解釈が確立しているなら、あえて規定を設ける必要性はないとも思われるが、明確にしておいた方がよいと考える。ただ、仲裁合意準拠法一般の規定を新仲裁法に設けないのであれば、消費者に関してのみ準拠法規定を設けるのは不合理と考える。

(別紙)

意見提出者一覧

消費者団体

主婦連合会，全国消費者団体連絡会

学者

秋場準一，池田辰夫，猪股孝史，岩崎一生，柏木 昇，佐藤安信，櫻田嘉章，
澤井 啓，高桑 昭，道垣内正人，鳥居淳子，早川吉尚，松本恒雄，山本克己，
山本 豊

弁護士

内田 実，大川 宏，川村 明，菊池 武，窪田健夫，小中信幸，澤田壽夫，
下條正浩，高木佳子，谷口茂昭，萩原金美，花水征一，廣田尚久

企業・経済団体

石川島播磨重工業(株)，鹿島建設(株)，新日本製鐵(株)，住友化学工業(株)，
日本経済団体連合会，日本商工会議所

官公庁

経済産業省，国土交通省

仲裁機関

国際商事仲裁協会，日本海運集会所，日本知的財産仲裁センター